

令和6年8月28日

会員の皆さまへ

帯広信用金庫

出資に対する配当金のお取扱いについて

平素より帯広信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

会員さまの出資に対する未受領配当金（配当金支払請求権）は、10年で時効（債権の消滅時効）と民法で定められております。今般、当金庫ではこの定めに従い10年を経過した未払配当金については、原則としてお支払いしないことといたしましたのでお知らせします。

当金庫に対して出資していただいている会員さまに年度の決算により生じた剰余金の配当として出資額に応じた配当金を口座へ入金させていただいておりますが、口座の解約等の要因により未払いとなっている場合があります。

お心当たりのある会員さまは、下記期限までにお取引店舗窓口にて未受領配当金の受取手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

10年経過未受領配当金手続終了日

令和7年3月31日(月)

以上

<お問合せ先>

帯広信用金庫 本支店の窓口